

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
〔略〕	〔同上〕	〔略〕	〔同上〕
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条

	<p>の四、第四十六条の六第三項、第四十七 条、第四十七条の三、第四十八条、第五 十七条の四、第五十七条の五第三項、第 五十七条の十六、第五十七条の十七第三 項、第六十三条第六項、第六十三条の四 第一項及び第三項、第六十六条の十六、 第六十六条の十七第二項、第六十六条の 十八、第六十六条の三十七、第六十六 条の三十九、第六十六条の五十八、第八 八条の十一第一項、第三百三十九条の四 九項、第三百三十九条の六第四項、第三 百三十九條の十三第二項並びに第三百三 十九條の二十一第二項</p>	<p>〔略〕</p>	<p>船主相互保険組合法（昭和 二十五年法律第七十七号 ） 第三十三条第六項（第十五条第七項にお いて準用する場合を含む。）において準 用する会社法第三百十條第六項、第三十 三條の二第二項及び第三項、第三十八條 第一項、第四十四條第二項、第四十四條 の四第四項並びに第四十四條の六第一項 及び第二項、第四十八條第一項において</p>
	<p>の四、第四十六条の六第三項、第四十七 条、第四十七条の三、第四十八条、第五 十七条の四、第五十七条の五第三項、第 五十七条の十六、第五十七条の十七第三 項、第六十三条第六項、第六十三条の四 第一項及び第三項、第六十六条の十六、 第六十六条の十八、第六十六条の三七 、第六十六条の三十九、第六十六条の五 十八、第八十八条の十一第一項、第三百 三十九條の四第九項、第三百三十九條の六 四項、第三百三十九條の十三第二項並びに 第三百三十九條の二十一第二項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>船主相互保険組合法（昭和 二十五年法律第七十七号 ） 第三十三条の二第二項及び第三項、第三 十八條第一項、第四十四條第二項、第四 十四條の四第四項並びに第四十四條の六 第一項及び第二項、第四十八條第一項に おいて準用する会社法第四百九十四條</p>

<p>準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項</p>	<p>〔略〕</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）</p> <p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十第一項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）</p> <p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十第一項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>

条の二十八第五項において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の第三項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項及び第七百三十五條の第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第二項及び第八十一條第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百一十一條第二項及び第八百十五條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十六條の二第一項（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九

条の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の第二項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の第三項（第九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一條の八において準用する同法第七百三十一條第二項及び第七百三十五條の第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一條第二項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一條第二項及び第八十一條第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六條の九第五項において準用する同法第八百一十一條第二項及び第八百十五條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十六條の二第一項（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二

金融サービスの提供に関する	〔略〕	
第十八条第二項において適用する銀行法		<p>項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第六百六十五条の十三第二項（第六百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条の十九第一項、第六百六十五条の二十一第二項（第六百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八百八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第四百八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九百九十六条第三項、第二百二十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第四百九十二条第四項、第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>
金融サービスの提供に関する	〔同上〕	
第十八条第二項において適用する銀行法		<p>百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第六百六十五条の十三第二項（第六百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条の十九第一項、第六百六十五条の二十一第二項（第六百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八百八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八百八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九百九十六条第三項、第二百二十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>

<p>る法律（平成十二年法律第百一号）</p>	<p>第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条及び第三十四条第二項</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）</p>	<p>第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）</p>
<p>〔略〕</p>	
<p>別表第三（第五条関係）</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>金融商品取引法</p>
<p>第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条</p>	
<p>る法律（平成十二年法律第百一号）</p>	<p>第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条</p>
<p>〔項を加える。〕</p>	
<p>〔同上〕</p>	
<p>別表第三（第五条関係）</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>金融商品取引法</p>
<p>第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条</p>	

	<p>の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第一項、第二項及び第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八並びに第八十八条の十一第一項</p>
<p>〔略〕</p>	<p>保険業法 第二十一条第二項、第九十八條第二項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第七十三條の三、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>
<p>〔略〕</p>	<p>金融サービスの提供に関する法律 第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十条において準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第</p>
	<p>の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第一項、第二項及び第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八並びに第八十八条の十一第一項</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>保険業法 第七十三條の三、第二百八十五条第一項及び第三百三条</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>金融サービスの提供に関する法律 第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条</p>

<p>金融商品取引法</p>	<p>第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、</p>	<p>別表第四（第八条関係）</p>	<p>「略」</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</p>	<p>第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）</p>		<p>一項及び第五百四十七条第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条並びに第三十四条第二項</p>
<p>金融商品取引法</p>	<p>第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、</p>	<p>別表第四（第八条関係）</p>	<p>「同上」</p>	<p>「項を加える。」</p>			

<p>船主相互保険組合法</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>第三十三条第六項（第十五条第七項において準用する場合を含む。）において準</p>		<p>第六十三条第六項、第六十三条の四第三項、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p>
<p>船主相互保険組合法</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>第三十三条の二第四項（第一号に係る部分に限り、第三十八条第三項において準</p>		<p>第六十三条第六項、第六十三条の四第三項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p>

<p>保険業法</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、</p>		<p>用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三十三条の二第四項（第一号に係る部分に限り、第三十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条及び第四十八条第二項において準用する同法第三百八十九条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条第一項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五十五条第三項において準用する同法第九百五十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>第十六条第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、</p>		<p>用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）</p>

第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準

第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五十三条の十七において準

用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）
（第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）
、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）
、第五十三條の二十八第六項において準用する同法第四百三三條第二項（第一号に係る部分に限る。）
及び第三項（同法第四百三三條第四項において準用する場合を含む。）
、第五十四條の八第三項（第一号に係る部分に限る。）
、第六十一條の五において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）
、第六十一條の八第二項において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）
及び第七百三十五條の二第三項（第一号に係る部分に限る。）
、第六十九條の

用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）
（第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）
、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）
、第五十三條の二十八第六項において準用する同法第四百三三條第二項（第一号に係る部分に限る。）
及び第三項（同法第四百三三條第四項において準用する場合を含む。）
、第五十四條の八第三項（第一号に係る部分に限る。）
、第六十一條の五において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）
、第六十一條の八第二項において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）
及び第七百三十五條の二第三項（第一号に係る部分に限る。）
、第六十九條の

二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項（第七十四条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限る、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第一号に係る部

二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項（第七十四条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限る、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）、及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限る、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第一号に係る部

分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）、第八百十五條第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第一百一条第一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第三百三十六條の二第二項（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條

分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）、第八百十五條第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第一百一条第一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第三百三十六條の二第二項（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五條の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六

投資信託及び投資法人に関	金融サービスの提供に関する法律	〔略〕	
第二百五十二条第二項（第三号に係る部	<p>第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二、第三十四条第二項及び第四十二条第一項</p>	〔略〕	<p>の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十一条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項</p>
〔項を加える。〕	金融サービスの提供に関する法律	〔同上〕	<p>十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十一条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項</p>

<p>する法律施行規則</p>	<p>分に限る。）</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>別表第五（第十条関係）</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>船主相互保険組合法 第四十四条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十五条第三項において準用する同法第九百五十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限る）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第</p>	<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限る）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>別表第五（第十条関係）</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>船主相互保険組合法 第四十四条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十五条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限る）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第</p>	<p>保険業法</p>	<p>第十六条第二項（第二号に係る部分に限る）、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第</p>			

四項において準用する場合を含む。)、
第二十一条第二項、第九十八條第二項
及び第二百九十三條において準用する商
法第五百四十六條第一項及び第二項並び
に第五百四十七條第二項、第二十四條第
二項において準用する会社法第三十三條
第六項、第二十六條第二項(第二号に係
る部分に限る。)、第三十二條の二第三
項(第二号に係る部分に限る。)、第四
十條第二項及び第四十七條第二項におい
て準用する同法第三百六條第七項、第五
十三條の十五において準用する同法第三
百五十八條第七項、第五十三條の十七に
おいて準用する同法第三百七十八條第二
項(第二号に係る部分に限る。)、第五
十四條の八第三項(第二号に係る部分に
限る。)、第六十九條の二第三項(第二
号に係る部分に限る。)、及び第五項(第
二号に係る部分に限る。)、第八十二條
第三項(第二号に係る部分に限り、第九
十六條の十五において準用する場合を含
む。)、第八十七條第三項(第二号に係
る部分に限る。)、及び第五項(第二号に

四項において準用する場合を含む。)、
第二十四條第二項において準用する会社
法第三十三條第六項、第二十六條第二項
(第二号に係る部分に限る。)、第三十
二條の二第三項(第二号に係る部分に限
る。)、第四十條第二項及び第四十七條
第二項において準用する同法第三百六條
第七項、第五十三條の十五において準用
する同法第三百五十八條第七項、第五十
三條の十七において準用する同法第三百
七十八條第二項(第二号に係る部分に限
る。)、第五十四條の八第三項(第二号
に係る部分に限る。)、第六十九條の二
第三項(第二号に係る部分に限る。)、及
び第五項(第二号に係る部分に限る。)
、第八十二條第三項(第二号に係る部分
に限り、第九十六條の十五において準用
する場合を含む。)、第八十七條第三項
(第二号に係る部分に限る。)、及び第五
項(第二号に係る部分に限る。)、第九
十六條の四において準用する同法第二百
七條第六項、第九十六條の五第三項にお
いて準用する同法第七百九十一條第三項

<p>資産の流動化に関する法律</p>	
<p>第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条</p>	<p>十三第三項（第二号に係る部分に限り、第六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五條の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十五條の十九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十五條の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六十六條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十八條の十七において準用する同法第四百九十六條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六條第五項（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四條第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十條の七第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	
<p>第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条</p>	<p>分に限る。）、第六十五條の十九第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十五條の二十一第三項（第二号に係る部分に限り、第六十六條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六條第三項（第二号に係る部分に限る。）、第六十八條の十七において準用する同法第四百九十六條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第九十六條第五項（第二号に係る部分に限る。）、第二百二十四條第三項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十條の七第二項（第二号に係る部分に限る。）</p>

<p>金融サービスの提供に関する法律</p>	
<p>第三十条において準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百</p>	<p>第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百条第一項及び第二項</p>
<p>「項を加える。」</p>	<p>第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百条第一項及び第二項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	四十七条第二項
--------------------	---------